

教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱

令和6年4月1日

文部科学大臣決定

（通則）

第1条 教育支援体制整備事業費（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）において定めてあるものの他、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図ることを目的とする。

（交付の対象となる者）

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号とする。

- （1）都道府県
- （2）政令指定都市
- （3）都道府県又は政令指定都市が指定した、総務省が認定する地域国際化協会（以下「地域国際化協会」という。）
- （4）地域国際化協会を有さない、都道府県又は政令指定都市が指定した地域国際化協会に準ずる、法人又は行政機関、地域住民、企業等から構成される団体。なお、代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有する者に限る。

（交付の対象となる事業及び補助金の額）

第4条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、第2条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（間接補助金）

第5条 補助事業者は、市区町村、事業を実施するのに適した法人又は行政機関、地域住民、企業等から構成される団体で、代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有するものに補助事業の全部又は一部を実施させる場合においては、その事業の全部

を補助事業とし、その経費の全部又は一部を補助又は負担することができるものとする。

2 前項の規定に基づき交付される給付金を「間接補助金」といい、間接補助金交付の対象となる事業を「間接補助事業」、また、間接補助金交付の対象となる者を「間接補助事業者」という。

（申請の手続）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式1）を別に定める期限までに大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式2）を補助事業者に送付するものとする。

2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 補助金交付申請書が大臣に到達してから交付の決定を行うまで通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に交付申請の取下げ書（様式3）を大臣に提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

（計画変更の承認等）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式4-1）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20%以内の変更は、この限りではない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。なお、交付決定の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金変更交付決定通知書（様式4-2）を補助事業者に送付するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止・廃止承認申請書（様式5）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消等）

第12条 大臣は、前条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合は、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、本要綱、補助金の交付決定の内容又は法令、告示若しくは本要綱に基づく大臣の定め、処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（事業遅延の届出）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延届（様式6）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から30日を経過した日又は当該補助事

業の完了した日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに実績報告書（様式７）に係書類を添えて大臣に提出しなければならない。

２ 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

３ 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、第１項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１５条 大臣は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第１０条に基づく承認をした場合は、その承認の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式８）により補助事業者に通知するものとする。なお、収入額が支出額を上回り余剰が生じた場合は、国庫補助額を減額して額を確定する。

２ 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

３ 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

４ 前項の補助金の返還については、当該命令のなされた日から２０日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る機関に応じて年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付等）

第１６条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

２ 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（状況報告及び調査）

第１７条

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書（様式９）を大臣に提出しなければならない。

２ 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１８条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかで

ないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式 10）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、必要に応じて当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第 12 条第 4 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（補助金の経理）

第 19 条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（補助金調書）

第 20 条 補助事業者のうち、地方公共団体においては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式 11）を作成しておかなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第 21 条 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 8 条から第 20 条（第 15 条第 1 項及び第 16 条を除く。）までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

（電磁的方法による提出）

第 22 条 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他大臣に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電磁的方法による通知等）

第 23 条 大臣は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に対し到達確認を行うものとする。

（その他）

第 24 条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 3 月 11 日文化庁長官決定の「文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づ

くり推進事業）交付要綱（以下「旧要綱」という。）」は、廃止する。

- 3 この要綱の施行前の旧要綱により交付された補助金又は交付決定したものについては、従前の例による。
- 4 この要綱の施行の日前の要綱によりした処分、手続その他の行為については、旧要綱の規定により実施したものとみなす。

別表

補助対象経費	補助金の額
人件費、諸謝金、旅費・交通費、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費、補助金	補助対象経費の2分の1を上限とする。 ただし、特に必要と認められる場合には、補助金の額を調整することができる。この場合は、補助対象経費の3分の2を上限とする。

※補助金の額はその内容を審査の上、大臣が決定する。

(様式1)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

申 請 者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条及び教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおりに申請します。

記

1 事業の名称

2 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

※事業内容に応じて、その他必要な書類を添付すること。

（注）消費税法上の課税事業者である場合は、教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第6条第2項に基づき申請すること。

【本件担当】

（担当課・係名）

TEL: ○○○-○○○-○○○○

E-mail: （メールアドレス）

(様式2)

文 書 番 号

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度教育支援体制整備事業費補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項及び第8条並びに教育支援体制整備事業費補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

令和 年 月 日

文部科学大臣

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 補助対象経費の補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

交付要綱第15条に定める補助金の額の確定額は、第2項の配分された補助対象経費の実支出額(債務の確定した支出予定額を含む。)の総額(以下、「実支出額の総額」という。)、又は補助金の額(金額が変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
- 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
- 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の規定に従わなければならない。

【本件担当】

(担当課・係名)

TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail: (メールアドレス)

(様式3)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

申 請 者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）
交付申請取下届

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条及び教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日 令和 年 月 日
- 2 補助金の交付の申請の取り下げを希望する理由

【本件担当】
(担当課・係名)
TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail: (メールアドレス)

(様式4-1)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第10条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更する理由
- 3 変更する内容

(注) 該当部分について、変更前、変更後の金額を確認できる資料（新旧対照表、収支予算書等）を添付すること。

【本件担当】

(担当課・係名)

TEL: ○○○-○○○-○○○○

E-mail: (メールアドレス)

(様式4-2)

文 書 番 号

補助金変更交付決定通知書

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で計画変更承認申請のあった令和 年度教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項及び教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第10条の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

文部科学大臣

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 2 この変更交付決定に伴い、前記1の事業にかかる補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
今回変更する補助金の額	金	円
- 3 上記のほか補助金の額の確定の方式等は、令和 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の第3項から第5項までのとおりとする。

【本件担当】

(担当課・係名)

TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail: (メールアドレス)

(様式5)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）補助事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第11条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止・廃止をする理由
- 3 事業の実施状況

【本件担当】 （担当課・係名） TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 E-mail：（メールアドレス）

(様式6)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）
補助事業遅延届

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり所定の期間内に終わることが困難となりましたので、教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第13条の規定により届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 遅延する理由
- 3 事業の実施状況

【本件担当】

（担当課・係名）

TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

E-mail：（メールアドレス）

(様式 7)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 14 条及び教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 国庫補助金 確定見込額 金 円

(添付)

- | | |
|---------------------|--------|
| 1. 実施報告書 | 別紙のとおり |
| 2. 決算総括表 | 別紙のとおり |
| 3. 決算内訳表 | 別紙のとおり |
| 4. 支出証拠書類（契約書、領収証等） | 別紙のとおり |

(注) 消費税法上の課税事業者である場合は、教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第 14 条第 3 項に基づき報告すること。

【本件担当】

(担当課・係名)

TEL: ○○○-○○○-○○○○

E-mail: (メールアドレス)

(様式8)

文 書 番 号

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）
額の確定通知書

（補助事業者名）

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条及び教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

令和 年 月 日

文部科学大臣

記

確 定 額 金 円

【本件担当】
（担当課・係名）
TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
E-mail：（メールアドレス）

(様式9)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

補助事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受け施行中の補助事業について、教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 補助事業の実施期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

3 補助事業の実施状況

4 補助事業に要する経費の状況

(1) 予算額： 円

(2) 支出済額： 円

【本件担当】

(担当課・係名)

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail: (メールアドレス)

(様式 10)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）
に係る消費税等仕入控除額確定報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱第 18 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
補助金の額（交付要綱第 15 条第 1 項による額の確定額）	円
補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（A）	円
消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（B）	円
補助金返還相当額（B）－（A）	円

【本件担当】
（担当課・係名）
TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
E-mail：（メールアドレス）

(様式 1 1)

令和 年度教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）補助金調書

文部科学省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体								備考
歳出 予算 科目	交付 決定 の額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算 規模	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 補助金 相当額	支出 済額	うち国庫 補助金 相当額	
(項) 教育政策推進 費											
(目) 教育支援体制 整備事業費補助金											

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあたっては当初予算額、追加更生予算額等の区分を、歳出にあたっては、当初予算額、追加更生予算額、予備費支出額、流用等増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること